

令和 6 年度 集団指導

◎ 障害児相談支援

令和 6 年12月

富士市 福祉部 福祉指導室

目次

第 1	富士市担当部署の連絡先・電子メール等	p 2
第 2	運営指導・集団指導について	p 4
第 3	根拠法令等	p 7
第 4	人員基準・運営基準	p 8
	Ⅰ 基本方針・・・・・・・・・・	p 8
	Ⅱ 人員に関する基準・・・・・・・・	p10
	Ⅲ 運営に関する基準・・・・・・・・	p19
第 5	具体的取扱について	p 43
第 6	報酬に関する留意事項	p 61
	Ⅰ 基本報酬・・・・・・・・・・	p 61
	Ⅱ 減算・・・・・・・・・・	p 72
	Ⅲ 加算・・・・・・・・・・	p 78

第1 富士市担当部署の連絡先・電子メール等

1 担当部署

福祉部 福祉総務課 福祉指導室		
担当	主な業務	電話番号
福祉指導室	特定相談支援事業者等の指導・監査	55-2863
メールアドレス	fukushi-shidou@div.city.fuji.shizuoka.jp	
F A X	52-2290	

福祉部 障害福祉課		
担当	主な業務	電話番号
相談支援担当	障害福祉サービス利用相談、ことばの相談室、自立支援協議会	55-2761
計画管理担当	補装具・日常生活用具給付事業、重度障害者タクシー利用助成事業、重度障害者紙おむつ支給事業、手話通訳・要約筆記者派遣	55-2911
障害給付担当	障害者(身体・療育・精神)手帳交付、自立支援医療(更生・育成)給付、重度障害者(児)医療費助成、特別障害者・障害児福祉手当等支給、精神障害者(通院・入院)医療費助成、自動車税等減免生計同一証明発行	55-2759
メールアドレス	fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp	
F A X	53-0151	

第1 富士市担当部署の連絡先・電子メール等

2 電子メールによる連絡、メールアドレスの登録等

- (1) 指導業務に関する電子メールによる連絡は福祉総務課福祉指導室専用のメールアドレスから行いますので登録をお願いします。

fukushi-shidou@div.city.fuji.shizuoka.jp

指導業務に関する内容につきましては上記メールアドレス宛に送付くださいますようお願いいたします。

- (2) 市内事業所に対して、運営指導・集団指導に係る連絡又はその他必要な情報を、電子メールで一斉に連絡する場合があります。

新規に事業を開始した場合や現在利用しているメールアドレスを変更した場合は、件名や本文に事業所名（**複数の事業所で共通のメールアドレスを使用する場合はすべての事業所名**）を記載の上、福祉総務課福祉指導室にメールを送信してください。

また、複数の事業所で共通のメールアドレスを登録する場合は、ひとつの事業所のみメールを送信しますので、この場合は、メールが届いた事業所において他の事業所にメールの内容を周知してください。

第2 運営指導・集団指導について

1 法的根拠

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第10条第1項及び第51条の27第2項、第51条の28第2項及び第51条の29第2項

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第24条の34から第24条の36まで及び第57条の3の2

2 対象

本市が指定した指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）

3 指導の形態、指導方法

① 集団指導

計画相談支援及び障害児相談支援（以下「計画相談支援」という。）に係るサービスの取扱い、計画相談支援に要する費用の請求等の内容、制度改正の内容、過去の指導事例等について集団形式で行う指導。

本市では、年に1度動画配信にて開催する予定。

第2 運営指導・集団指導について

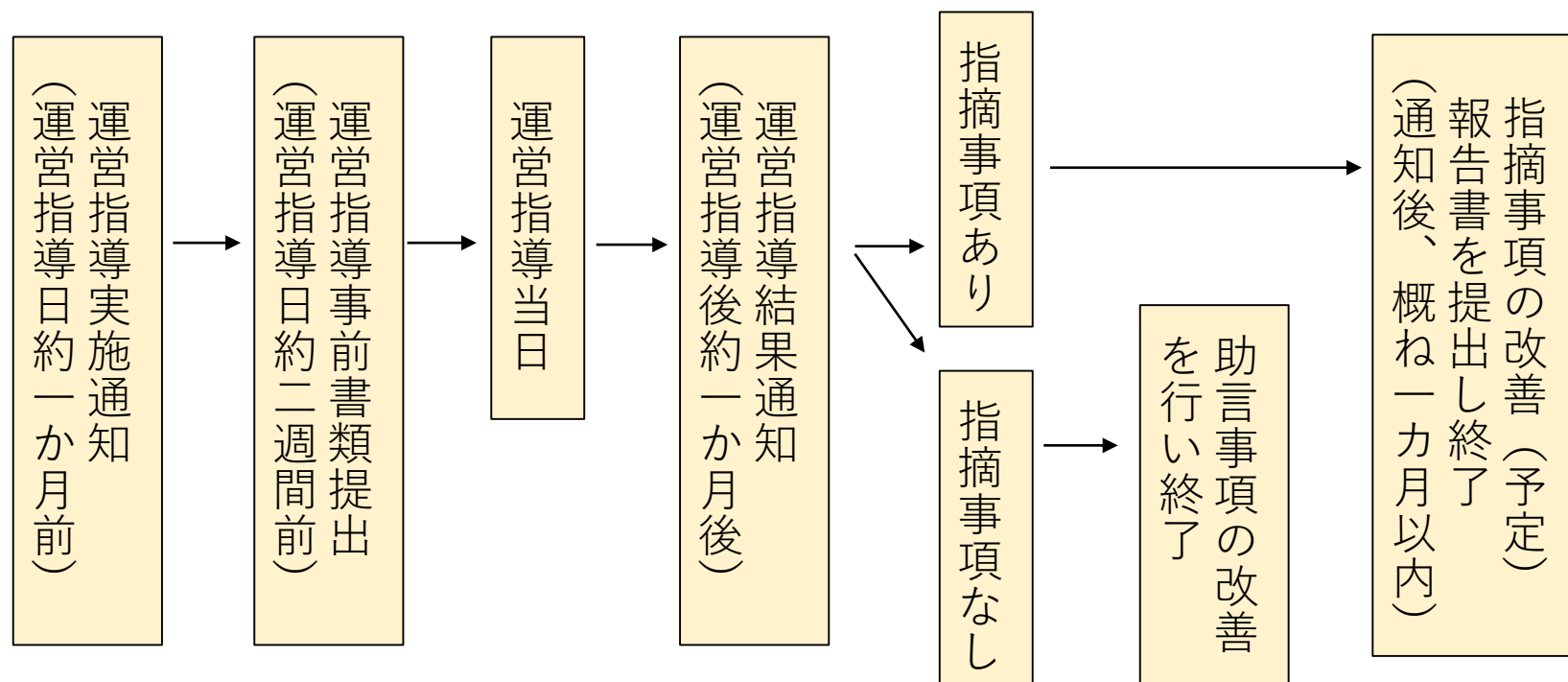
3 指導の形態、指導方法

② 運営指導

法令等の基準に沿った事業所運営が行われているかの確認と給付費等の請求の適正化を目的として、指定相談支援事業者の事業所に訪問して実施する。

本市では、概ね3年に1度（指定更新年とその中間年）、新たに指定を受けた指定相談支援事業者については概ね1年以内、その他特に指導が必要と認められる指定相談支援事業者については随時実施する。

4 運営指導の流れ



詳しくは富士市HPを
ご覧ください。
富士市>
健康・福祉・子育て>
障害福祉サービス事業所の皆様へ>
特定相談支援事業者及び障害児相談
支援事業者に対する運営指導

第2 運営指導・集団指導について

5 監査について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、又は計画相談支援給付費若しくは障害児相談支援給付費の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を適確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼として実施する。

監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 市、事業者へ寄せられる苦情
- ウ 計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 指導において確認した情報等

- ア 運営指導において事業者について確認した指定基準違反等
- イ 指導結果に係る正当な理由のない改善状況報告書の不提出
- ウ 正当な理由のない指導の拒否

第3 根拠法令等（主なもの）

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 児童福祉法施行規則（昭和23年3月31日厚生省令第11号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年3月13日厚生労働省令第29号）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発第0330号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

第4 人員基準、運営基準

I 基本方針

1. 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。
2. 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
3. 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
4. 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
5. 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

第4 人員基準、運営基準

I 基本方針

6. 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。
7. 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
8. 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
9. 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

1. 従業者の員数

基準第3条

1. 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(法第24条の28第1項に規定する障害児相談支援事業所をいう。)(以下「指定障害児相談支援事業所」という。)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(指定障害児相談支援の提供に当たる者として**こども家庭庁長官が定めるもの**(※)をいう。以下同じ。)を置かなければならない。ただし、**指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は**、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

※指定障害児相談支援の提供に当たる者として**こども家庭庁長官が定めるもの**(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号)

2. 1に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数(当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定計画相談支援基準」という。)第1条第14号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援(指定計画相談支援基準第一条第十五号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。)の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等(指定計画相談支援基準第1条第13号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。)の数の合計数)が**35又はその端数を増すごとに1とする**。

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

R6年度改正

1. 従業者の員数

3. 2に規定する障害児相談支援対象保護者数の数は、前6月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。
4. 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。)を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の14第1項に規定する指定地域相談支援若しくは同法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援の事業を行う事業所又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。
 - 当該指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成27年厚生労働省告示第181号)第一号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。

機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)～(Ⅳ)のいずれかの算定要件を満たしていることが必要

II 人員に関する基準

1. 従業者の員数

二 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者(平成30年厚生労働省告示第106号)に該当する者(当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

下記のいずれの要件も満たす体制が整備されていることが必要

- (1) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たって留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
- (2) 全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施
- (3) 当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指導、助言

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

2. 管理者

R6年度改正

基準第4条

指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、**指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は**、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。

ア 当該指定障害児相談支援事業所の従業者としての業務に従事する場合

イ 当該指定障害児相談支援事業所以外の他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合であって、当該他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する時間帯も、当該指定障害児相談支援事業所の障害児への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合

また、当該指定障害児相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者又は指定特定相談支援事業所、指定自立生活援助事業所若しくは指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとする。

なお、管理者は、指定障害児相談支援の従業者である必要はないものである。

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

3. 従たる事業所を設置する場合における特例

基準第4条の2

1. 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
2. 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ1人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員でなければならない。

Q 1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。

A 利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていないが、1人の相談支援専門員が適切に対応できる件数や人数とすること。
(H25. 2. 22 相談支援関係Q & A 問3 一部修正)

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

Q サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員及び相談支援員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有しておらず、相談支援員でもない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。

A サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。なお、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、以下のとおりである。

- ・ 居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント及びモニタリングの実施
- ・ サービス等利用計画（案）の作成
- ・ 利用者等へのサービス等利用計画（案）等の説明
- ・ サービス担当者会議における利用者等及びサービス担当者への質問・意見の聴取

なお、相談支援員については、以下の業務を行うことを可能としている。（指定基準第15条第2項第1号から第9号及び第3項（第3条第5号による読み替え）参照）

- ・ サービス等利用計画の原案の作成（利用者へのアセスメントを含む）
- ・ モニタリング

この場合、サービス等利用計画の作成者は相談支援専門員となり、モニタリングの担当者は相談支援員となる。

（R3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問4 一部修正）

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

Q 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験要件にある、「相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの」の基礎的な研修とは何を指すのか。

A 介護職員初任者研修（旧ヘルパー研修2級）に相当するものが該当する。

なお、介護職員初任者研修以上の内容を取り扱う研修についても含まれるものであり、例えば、介護職員実務者研修が該当する。

（R 3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問14 一部修正）

Q 相談支援専門員の実務経験要件について、国家資格等に基づく業務に5年以上従事している者は、相談支援業務及び直接支援業務の実務経験が3年以上となっているが、国家資格等に基づく業務に従事した期間と相談支援業務及び直接支援業務に従事した期間が重複している場合は、どちらにも算定してよいか。

A お見込みのとおり。例えば、国家資格等に基づく業務が相談支援業務にも該当する場合は、8年以上の実務経験が必要なものではなく、5年以上の実務経験で足りることとなる。

なお、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者についても同様である。（サービス管理責任者の場合は、国家資格等に基づく業務の期間は3年以上となる。）

（R 3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問15 一部修正）

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

Q 相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の実務経験について、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害児相談支援事業が対象となっているが、これに準ずるものとして含まれる内容としてはどのようなものが考えられるか。

A 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター等、地域生活支援事業における相談支援に関する事業が含まれるものと考えている。

なお、平成24年の改正法施行前の「相談支援事業」についても実務経験に含まれるため、申し添える。

(相談支援に関するQ & A)

Q 相談支援専門員の実務経験要件について、居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に従事していた期間は対象となるが、地域包括センターにおける相談支援の業務（介護予防支援事業を除く。）に従事した期間は対象となるか。

A 居宅介護支援事業及び介護予防支援事業に準ずるものとして認めて差し支えない。

(R 3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問17 一部修正)

第4 人員基準、運営基準

II 人員に関する基準

Q 指定基準及び報酬算定上、相談支援専門員及び相談支援員については、「基幹相談支援センターまたは障害者相談支援事業等」の業務と兼務することを認めるものとしているが、「等」とは具体的にどのような内容が含まれるか。

A 地域生活支援事業における相談支援に関する事業を想定している。具体的には以下のとおり。なお、いずれも当該業務を委託する自治体が認める場合に限ることに留意されたい。

- ・ 都道府県相談支援体制整備事業
- ・ 地域生活支援拠点等における拠点コーディネーターの業務
- ・ 医療的ケア児支援センター
- ・ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ・ 発達障害者支援センター
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 障害児等療育支援事業

(相談支援に関するQ & A)

Q 管理者について、指定特定（障害児）相談支援事業所に併設され、一体的に管理運営する事業所における管理者の業務との兼務は可能とされているが、併設される事業所以外の事業所における管理者の業務との兼務は可能か。

A 基本的には併設される事業所以外の事業所における管理者の業務は兼務すべきでないが、管理業務に支障がないと市町村が認める場合は差し支えない。

(相談支援に関するQ & A)

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

1. 内容及び手続きの説明及び同意

基準第5条

1. 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第19条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

<重要事項説明書に記載する必要のある内容>

- ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 当該事業の経営者が提供する指定障害児相談支援の内容
- ③ 当該指定障害児相談支援の提供につき利用申込者が支払うべき額に関する事項
- ④ 指定障害児相談支援の提供開始年月日
- ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

2. 障害児相談支援給付費の額に係る通知等

基準第14条

1. 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、**障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。**
2. 指定障害児相談支援事業者は、第12条第1項の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しなければならない。

3. 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付

基準第16条

1. 指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他の障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画書及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

4. 管理者の責務

基準第18条

1. 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
2. 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

III 運営に関する基準

5. 運営規程

基準第19条

指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第23条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

1 事業の目的及び運営の方針

2 従業者の職種、員数及び職務の内容

基準第3条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。
(基準第5条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合にも、同様とする。)

3 営業日及び営業時間

4 指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額

5 通常の事業の実施地域

6 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

7 虐待の防止のための措置に関する事項 ←

8 その他運営に関する重要事項

具体的には、

- ア 虐待の防止に関する担当者の選定
- イ 成年後見制度の利用支援
- ウ 苦情解決体制の整備
- エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）
- オ 虐待防止委員会の設置等に関すること等を指すものであること。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

6. 勤務体制の確保

基準第20条

1～3 省略

4. 指定障害児相談支援事業者は、適切な指定障害児相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

□ハラスメント対策の強化★令和4年4月1日から義務化

ア 指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容

指定障害児相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

a 指定障害児相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

6. 勤務体制の確保

□ハラスメント対策の強化（続き）

イ 指定障害児相談支援事業者が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

7. 業務継続計画の策定等

基準第20条の2

1. 指定障害児相談支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 指定障害児相談支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

➤ **業務継続計画未策定減算が令和6年4月1日から新設されている。**

- (1) **業務継続計画**には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

7. 業務継続計画の策定等

(2) **研修**の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

(3) **訓練（シミュレーション）**においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

- なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準20条の2に基づき指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
- 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、業務継続計画の項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

7. 業務継続計画の策定等

R6年度改正

《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、**障害児相談支援**、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（減算単位）

所定単位数の1%を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、**障害児相談支援**、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

8. 衛生管理等

基準第22条

1～2 省略

3. 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

III 運営に関する基準

8. 衛生管理等

ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該指定障害児相談支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定障害児相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

III 運営に関する基準

8. 衛生管理等

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該指定障害児相談支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。

平常時の対策としては、指定障害児相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における障害児相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。

III 運営に関する基準

8. 衛生管理等

ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害児相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害児相談支援事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、障害児相談支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害児相談支援事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

9. 掲示等

基準第23条

1. 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

※体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨がわかるよう、併せて掲示すること。

2. 指定障害児相談支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害児相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3. 指定障害児相談支援事業者は、第一項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

➤ **情報公開未報告減算が令和6年4月1日から新設されている。**

R6年度改正

◀情報公開未報告減算【新設】▶

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

(減算単位)

所定単位数の5%を減算

(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、**障害児相談支援**、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）)

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

10. 秘密保持等

基準第24条

1. 指定障害児相談支援事業者の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3. 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

11. 苦情解決

基準第27条

1. 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
3. 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第24条の34第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
4. 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の2第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

11. 苦情解決

5. 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第57条の3の3第4項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
6. 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しなければならない。
7. 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

12. 事故発生時の対応

基準第28条

1. 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
3. 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事故報告書（障害者総合支援法によるサービス・施設）

事業所名 及び所在地			事業・施設 の種類		
発生日時			発見日時		
利用者の氏名			障害支援区分		
性別 (○をつける)	男・女	年齢	歳	市(区)町名 (支援の実施者)	
発生の状況 (原因、発見時の 状況等含む)					
発生の要因					
ケガ等の状況 及びその対応	(ケガ等の状況)				
	(対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因					
家族への対応 及びその反応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	(家族の反応等)				
事故後の対策 等					
その他					

事故報告書の様式については、障害福祉課にお問い合わせください。

事故報告書

事業所名 及び所在地	〇〇市 ◇◇◇◇ △ △ △ △	事業・施設 の種類	障害者支援施設		
発生日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後1時半頃	発見日時	令和〇〇年〇〇月〇〇日 午後1時半頃		
利用者の氏名	〇山 △子		障害程度区分	5	
性別 (○をつける)	男・♀	年齢	47歳	市(区)町名 (支援の実施者)	◇◇市
発生の状況 (原因、発見時の 状況等含む)	〇〇月〇〇日午後1時半頃、生活支援員Aが、同室者の連絡により居室に訪問したところ発見。同室者の話によれば、ベッドから車椅子に自力で移ろうとして、ベッドより転落した様子。本人は車椅子とベッドの間にしりもちをつくような形で座っていた。臀部と右手に痛みを訴え、右手が腫れている。同日午後2時10分、生活支援員Aと看護師Bにより協力医療機関を受診。				
発生の要因	利用者は、ベッドから車椅子に移乗の際、常に介助を行っており、自力移乗が可能とは判断していなかった。当日は、生活支援員A、C、Dが本人を含むユニットに配置されていたが、利用者の状態をよく把握していなかったことにより発生したものと思われる。				
ケガ等の状況 及びその対応	(ケガ等の状況)				
	ベッドから転落時に体を支えようとして床に手をつき、これにより右手首骨折。全治1ヶ月。協力医療機関(△△総合病院)に通院することとなる。 (対応(受診日、その状況等含む))				
死亡原因	意識ははっきりしているが、右手に腫れがあり、痛みを訴えたため、骨折の可能性を考慮し、〇〇月〇〇日午後2時10分、△△総合病院(整形外科)を受診。診察の結果、右手首骨折と診断される。臀部は特に問題なかった。				
家族への対応 及びその反応	(家族への対応(説明日、内容等))				
	受診後、〇〇月〇〇日午後3時、事務長よりご家族に電話連絡するも不在。翌日午前9時、再度、事務長より電話し、上記の事故状況と受診結果をお伝えし、謝罪。後日(1週間後の〇〇月△△日午前10時)、事務長とサービス管理責任者Dが改めてご説明に伺い、謝罪。 (家族の反応等)				
事故後の対策 等	事故直後の入電の際は、一方的にこちらの責任を問うばかりであったが、御自宅に伺った際には、こちらの説明・謝罪を受け入れてくださり、その後、ご家族とのトラブルには至っていない。				
	上記の事故発生後、利用者の状態を的確に把握できるよう、利用開始前の面接方法の見直しと、個別支援計画の見直しまでの期間が従来は半年であったものを、3ヶ月に短縮する方向で検討を行っている。(〇〇月××日実施職員会議で第1回検討。詳細は別紙のとおり。)				
その他					

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

13. 虐待の防止

基準第28条の2

1. 指定障害児相談支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害児相談支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する**委員会**(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を**定期的**に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定障害児相談支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための**研修**を**定期的**に実施すること。
- 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を規定すること。

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じなければならない旨を規定。虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

III 運営に関する基準

13. 虐待の防止

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
 - ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
 - ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）
- 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとする。
- なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること
- 虐待防止委員会の開催に必要な人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。
- 虐待防止委員会は、**少なくとも1年に1回は開催することが必要**である。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

13. 虐待の防止

指定障害児相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のような対応を想定している。

なお、委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

13. 虐待の防止

② 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害児相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容について適切に記録の上、5年間保存すること。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。

③ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置すること。

第4 人員基準、運営基準

III 運営に関する基準

14. 記録の整備

基準第30条

1. 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2. 指定障害児相談支援事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を**提供した日から5年間保存**しなければならない。
 - 一 第15条第3項第1号に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - 二 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - ロ アセスメントの記録
 - ハ サービス担当者会議等の記録
 - ニ モニタリングの結果の記録
 - 三 第17条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準15条第1項第1号 相談支援専門員による障害児支援利用計画の作成等

指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

基準15条第1項第2号 指定障害児相談支援における障害児の意思の尊重

R6年度改正

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。**

基準15条第1項第3号 指定障害児相談支援の基本的留意点

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準第15条第2項第1号 障害児支援利用計画作成の基本理念

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、**障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。**

基準第15条第2項第2号 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。

基準第15条第2項第3号 総合的な障害児支援利用計画の作成

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第4号 障害児等によるサービスの選択

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しなければならない。

ポイント

- 当該障害児等が居住する地域の指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供することにより、障害児等にサービスの選択を求めるべきものであり、**特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、障害児等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによる障害児支援利用計画案を最初から提示することがあってはならない。**

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準第15条第2項第5号 アセスメントの実施

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

ポイント

- アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である
- 当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメント等を本人同意のもと活用することも重要である。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準第15条第2項第5号 アセスメントの実施

Q 計画相談支援及び障害児相談支援の指定基準において、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者（障害児）の居宅を訪問し、利用者（障害児）及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。また、モニタリングについてもどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所、日中通っている障害福祉サービス事業所等、保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

A サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要である。そのため、①及び②ともに認められない。

なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第5号 アセスメントの実施

Q アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業所等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。

A 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

（相談支援に関するQ & A）

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第6号 アセスメントにおける留意点

相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、**障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しなければならない**。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

基準第15条第2項第7号 障害児支援利用計画案の作成

相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しなければならない。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第7号 障害児支援利用計画案の作成

ポイント

- 障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。
- 当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。また、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）第1条の2の7に規定するモニタリングの実施標準期間（以下「実施標準期間」という。）は相談支援事業者としての必要な関わり標準的な頻度について示したものであるが、利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようになることが重要である。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第8号 障害児支援利用計画案の説明及び同意

相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

基準第15条第2項第9号 障害児支援利用計画案の交付

相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しなければならない。

基準第15条第2項第10号 サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取

相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議(相談支援専門員が障害児支援利用計画の作成のために当該変更を行った障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報機器(次条、第22条第3項第1号及び第28条の2第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

第5 指定特定相談支援の具体的取扱等について

IV 指定特定相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第10号 サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取

ア 趣旨

相談支援専門員は、障害児及びその保護者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所支給決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。その際、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保する必要がある。

イ 会議の出席者

サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、**当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましい**。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。

R6年度改正

第5 指定特定相談支援の具体的取扱等について

IV 指定特定相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第10号 サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取

イ 会議の出席者

また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、本人の生活に関する者や支援関係者が参加するよう、必要な調整に努めること。

相談支援員が障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。

ポイント

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第10号 サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取

Q サービス担当者会議の実施について、参加者の予定の調整が付かない場合、サービス担当者会議の参加を求めず、別に個別に意見調整を行うことで対応してもよいか。

A 極力一堂に各福祉サービスの担当者を集めてサービス担当者会議を行うことが望ましいが、全担当者の参加が困難な場合については、主要な担当者の参加を求めた上でサービス担当者会議を開催することとし、その他の担当者については、事前に個別に意見調整を行い、当該意見は会議当日に参加者に共有することとして差し支えない。なお、その場合、参加できなかった担当者に対しては、会議での議論内容を共有の上、必要に応じて改めて意見聴取すること。

(相談支援に関するQ & A)

Q サービス担当者会議、個別支援会議については、原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものであるが、本人参加ができないやむを得ない場合については、具体的にどのようなものが考えられるか。

A 当該会議への本人参加を求める趣旨としては、本人の支援を検討するにあたっては、本人が希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することが重要であるためであり、仮に本人による発言が困難な状態である場合であっても、本人の状態を直接確認することで、意思と選好の推定を行うべきものである。

そのため、本人の参加ができないやむを得ない場合については、本人の病状が悪化しており、面会謝絶の状態にある、本人の参加を求めることで、本人の状態が悪化することが見込まれる等、限定的な場合を想定している。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第2項第11号 サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意

相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得なければならない。

基準第15条第2項第12号 障害児支援利用計画の交付

相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しなければならない。

令和6年度改正

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととされた。

基準第15条第3項第1号 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第3項第2号 モニタリングの実施

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第6条の2の2第8項に規定する内閣府令で定める期間（施行規則第1条の2の7）ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。

<施行規則第1条の2の7で定める期間>

1月間	①通所給付決定又は通所給付決定の変更により障害児通所支援の種類、内容又は量に著しく変動があった者 ②①に掲げる者以外のものであって、次に掲げるもの イ 障害児入所施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者 ロ 同居している家族等の障害、疾病等のため、指定障害児通所支援事業者との連絡調整を行うことが困難である者
6月間	①及び②に掲げる者以外のもの

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準第15条第3項第2号 モニタリングの実施

Q 「相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い」については、相談支援専門員が担当する障害者等に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該相談支援専門員が、担当する障害者等が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、当該相談支援専門員がモニタリング等を行うことは望ましくないとの考えか。

A お見込みのとおり。 (H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問37)

Q 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合は、兼務する事業所の利用者のモニタリングを実施することができないこととされているが、同一法人の他の事業所を利用する利用者のモニタリングは実施できるということでしょうか。

A お見込みのとおり。 (H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問39)

Q サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、指定基準において、市町村への提出が義務づけられているが、モニタリング結果については市町村にモニタリング記録等の書類を提出する必要があるか。

A モニタリングについては、以下に掲げる場合等、必要な時にモニタリング結果を報告することとする。

- ・支給決定の更新や変更が必要となる場合
- ・モニタリング期間を設定し直す必要がある場合等

なお、上記に加え市町村が毎回モニタリング結果について報告を求めることも可能である。

(H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問41)

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱方針

基準第15条第3項第3号 障害児支援利用計画及びモニタリング期間の変更

前項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの規定は、第1号に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。

Q 指定基準第15条第3項第3号の関係で、解釈通知に規定されているサービス等利用計画の「軽微な変更」とは、具体的にどのような内容が含まれるか。

A 軽微な変更については、支給決定を要しない範囲の計画変更内容と解すべきであり、当該軽微な変更については、サービス等利用計画作成の一連の業務は不要である。なお、支給決定を伴わないサービス等利用計画の変更については、サービス利用支援費の支給対象外となるため、その点についても留意されたい。
(相談支援に関するQ & A)

基準第15条第3項第4号 指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供

相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱い等について

IV 指定障害児相談支援の具体的取扱い方針

基準第15条第3項第5号 指定障害児入所施設等との連携

相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から障害児相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、指定障害児入所施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。

基準第15条第3項第6号 インクルージョンの観点を踏まえた情報提供及び助言

R6年度改正

相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

第5 指定障害児相談支援の具体的取扱等について

R6年度改正

基準第15条の2テレビ電話装置等の活用

相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域(平成24年厚生労働省告示第233号)に定める地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

対象者について、以下の要件を満たすものであること。

ポイント

- 障害児が特別地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。なお、一定の距離については、事業所から居宅等への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。
- テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行おうとするその前月又は前々月に、実際に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること。

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

1 障害児支援利用援助費

- 指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,201単位	機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,866単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2,101単位	障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766単位
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2,016単位	障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位

2 継続障害児支援利用援助費

- 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896単位	機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,548単位
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,796単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448単位
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,699単位	継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位

障害児支援利用援助費（Ⅰ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

障害児支援利用援助費（Ⅱ）については、指定障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

Q 計画相談支援給付費が発生する時点は、いつか。

A 計画相談支援給付費が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。
(H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問46)

Q 障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。

A お見込みのとおり。

なお、18歳以上の障害者が放課後等デイサービスを利用する場合も、その者を障害児とみなして障害児支援利用計画を作成し、障害児相談支援のみの報酬が算定される。
(H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問47)

Q 介護保険の対象者の場合、同じ者（ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う）が一体的にプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。

A 請求できる。

なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両方で調整しながらプランを作成する必要がある。
(H25. 2. 22 相談支援関係 Q & A 問48)

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

Q 計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。

A サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもそれぞれ1回しか算定することはできない。(報酬告示1の注1、2参照)

同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。(報酬告示1の注5参照)

サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。(留意事項通知第四の1の(6)参照)

(R3.4.8 相談支援関係 Q & A 問52 一部修正)

Q 障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。

A 報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。(報酬告示1の注4参照)

したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。

なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。

(R3.4.8 相談支援関係 Q & A 問62 一部修正)

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

Q 取扱件数が40件以上の場合、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の(Ⅰ)・(Ⅱ)のそれぞれの算定について、どのようになるか。

A 以下例のとおり算定する。(留意事項通知第四の1の(3)参照)

(相談支援に関するQ & A)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
担当件数	72	60	84	104	64	84	96	72	80
相談支援専門員数	2	2	2	2	2	2	2	2	2
前6月の平均取扱件数							39	41	42

① = (前6月の平均取扱件数 - 39件)
 ② = ① × 前6月の相談支援専門員数 (この例では2人で固定)
 ③ = 当月の担当件数 - ②

当月におけるⅠの算定件数 : ③
 Ⅱの算定件数 : ②

Ⅰ	96	68	74
Ⅱ	0	4	6

(41-39) = 2
 2 × 2 = 4 ← Ⅱ
 72 - 4 = 68 ← Ⅰ

(42-39) = 3
 3 × 2 = 6 ← Ⅱ
 80 - 6 = 74 ← Ⅰ

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

R6年度改正

① 趣旨

機能強化型障害児支援利用援助費（機能強化型継続障害児支援利用援助費を含む。）は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものである。

② 基本的取扱方針

当該報酬の対象となる事業所は、以下について強く望まれるものである。

- ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること
- ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されていること
- ・ 協議会と連携や参画していること

本報酬については、こうした基本的な取扱方針を十分に踏まえ、支援困難ケースを含めた質の高いマネジメントを行うという趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意されたい。

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

2. 算定要件等

	算定要件	I	II	III	IV
①	常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。	4人	3人	2人	1人
②	①のうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了した相談支援専門員である。	1人	1人	1人	1人
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行っている。(週1回以上)	○	○	○	○
④	24時間常時連絡できる体制を整備している。	○	○	×	×
⑤	当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用したすべての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○	○	○
⑥	基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。	○	○	○	○
⑦	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。	○	○	○	○

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

2. 算定要件等

	算定要件	I	II	III	IV
⑧	協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施している。	○	○	○	×
⑨	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。 (令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。)	○	○	○	×
⑩	1人あたりの相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が40件未満である。	○	○	○	○

※令和7年3月31日までに限り、⑧・⑨については、令和6年3月31日時点において機能強化（継続）サービス利用支援費（I）～（IV）を算定している事業所は「×」の場合も算定可能。

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件として、伝達等を目的とした会議を定期的（概ね週1回以上）に開催することとあるが、事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えないのか。それとも、利用者、家族や関係機関（サービス提供事業所等）の関係者を含めた会議を開催する必要があるのか。

A 当該相談支援事業所内の相談支援専門員による会議で差し支えない。

（H29.3.31 相談支援関係Q & A 問68 一部修正）

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の要件として、二十四時間連絡体制の確保があるが、二十四時間開所しておく必要はなく、二十四時間連絡が取れる体制を確保しておくことで足りるのか。また利用者等とあるので、利用者の家族や利用しているサービス提供事業所も対象になるのか。

A お見込みのとおり。

また、複数の事業所が協働して体制を確保する場合には、地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所全体で連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。

（H29.3.31 相談支援関係Q & A 問69 一部修正）

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の以下要件にある「基幹相談支援センター等」とは基幹相談支援センター以外に何が想定されるのか。

- ・ 基幹相談支援センター等から紹介された支援困難事例への指定計画相談支援の実施
- ・ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加

A （自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。

なお、支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

（R 3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問65 一部修正）

Q 機能強化型基本報酬及び主任相談支援専門員配置加算では、原則として常勤専従が求められているところ、常勤専従が求められている相談支援専門員又は主任相談支援専門員について、管理者を兼務することは可能か。

A 当該指定特定（障害児）相談支援事業所及び同一敷地内にある指定一般相談支援事業及び指定自立生活援助の事業所における管理者を兼務することは差し支えない。

もっとも、主任相談支援専門員配置加算については、主任相談支援専門員による地域の相談支援事業所の従事者に対する助言指導を実施することが要件とされていることを踏まえ、上記管理者の兼務については、主任相談支援専門員としての上記助言指導の実施に支障が生じないと認められる場合に限ることとする。

（相談支援に関する Q & A）

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

Q 機能強化型（継続）サービス利用支援費の算定要件について、常勤かつ専従の相談支援専門員を一定以上配置することとされているが、例外として、一部の職員については、兼務が認められている。兼務が可能な職員の範囲等について、どのようになっているか。

A 以下の図を参照されたい。ただし、機能強化型基本報酬の趣旨を十分踏まえ、兼務により当該指定特定（障害児）相談支援事業所の業務に支障が生じないことを必ず担保するよう留意されたい。

（R3.4.8 相談支援関係Q & A 問66 一部修正）

	1人目	2人目	3人目	4人目
機能強化型Ⅰ	常勤専従（現任）	常勤専従	常勤専従	常勤専従
機能強化型Ⅱ	常勤専従（現任）	常勤専従	常勤専従	
機能強化型Ⅲ	常勤専従（現任）	常勤専従		
機能強化型Ⅳ	常勤専従（現任）	専従		

同一敷地内にある事業所における指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所若しくは指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害児相談事業の業務は兼務しても差し支えないこととしている。ただし、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業の業務と兼務する場合には、当該事業を委託する市町村が認める場合に限る。

第6 報酬に関する留意事項

I 基本報酬

3 機能強化型障害児支援利用援助費

Q 機能強化型基本報酬Ⅰ～Ⅲの要件の一部で、「協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」とあるが、具体的な内容はどのようなものか。

A 参画先については、市町村協議会への参画が基本であるが、市町村協議会内のどの会議等に参画するかについては問わない。専門部会や協議会の運営会議等も含まれるほか、相談支援事業所の連絡会等が個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討を行う場として協議会に位置づけられている場合も同様である。（地域体制強化共同支援加算においても同様。）

また、定期的であるとは、やむを得ない理由がある場合を除き、参画している会議等の開催時において原則として出席することをいう。なお、会議等の開催頻度や年間の開催回数は地域の実情に応じた適切な実施計画を立案して実施するものであるが、個別事例の検討を通じて地域課題の検討を行う取組については、月に1回程度は実施することが望ましい。
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携緊密化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたとできるか。

A 市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。

ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。
(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

1. 障害児相談支援費の算定（運営基準減算）

1. 算定要件等

指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

2. 留意事項

指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児相談支援基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

① 指定障害児支援利用援助

- (一) 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第6号）
- (二) 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の文書による同意（同項第8号及び第11号）
- (三) 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）
- (四) サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）

② 指定継続障害児支援利用援助

- (一) 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）
- (二) 障害児支援利用計画の変更についての①の（一）から（四）に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

2. 情報公表未報告減算

R6年度改正

1. 単位数

所定単位数の5/100に相当する単位数

2. 算定要件

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

Q 情報公表未報告減算は、年に1回の更新が必要であるが、新規指定時以降、一度でも公表しており、年に1回の更新が行われていない場合は減算の対象となるのか。

A 新規指定時以降、情報公表制度に基づく報告を行っていれば減算の対象とはならないが、情報公表対象サービス等情報に変更が生じた場合の更新についても、利用者への情報提供等の情報公表制度の趣旨も踏まえ、適切に対応いただきたい。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 新規指定事業所については、いつまでに報告を行っていればよいのか。

A 新規指定事業所における報告期限等については、各都道府県等の実施要綱において定められていることから、その実施要綱において定められている報告期限の翌月から減算の対象となる。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

※静岡県において、新規事業所は指定日から2か月以内に公表を行わない場合、減算対象となる。

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

2. 情報公表未報告減算

Q 情報公表未報告減算の適用要件について、留意事項通知では「・・・報告を行っていない事実が生じた場合に、その月の翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで・・・（中略）・・・減算することとする」とあるが、「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、どのような場合を想定しているのか。

A 「報告を行っていない事実が生じた場合」とは、情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていないことが、都道府県等・事業所において確認された場合に、未報告の時点に遡って減算の対象とすることを想定している。

具体的には、関連通知の別添（※）に掲げる必須の報告項目について未報告であることが、指定更新や運営指導等の際に確認され、都道府県等が報告するよう指導したにも関わらず、事業所が報告を行わない場合に減算を適用することとする。

ただし、事業所が報告することができないやむを得ない事情（災害等）があった場合には、減算の対象としないこととして差し支えない。

また、都道府県等の確認のタイミング等については、各都道府県等の実情に応じて設定して差し支えない。なお、障害者総合支援法施行規則第34条の7第6項等において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等から指定更新に係る申請があった際には、当該事業者から情報公表対象サービス等情報に係る報告がされていることを確認するものとされており、適切に対応すること。

例えば、○県が8月に報告状況を確認し、事業所に確認等をした結果、令和6年4月以前から未報告であることが判明した場合、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

（※）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の別表第1号及び別表第2号並びに児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）の別表第2及び別表3に掲げる項目

（具体的内容は「障害福祉サービス等情報公表制度の施行について」（障障発0423第1号平成30年4月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の別添1及び別添2を参照）

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

3. 業務継続計画未策定減算

R6年度改正

1. 単位数

所定単位数の1/100に相当する単位数

2. 算定要件

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

3. 業務継続計画未策定減算

Q 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

A 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではないが、その趣旨を鑑み、これらの業務継続計画の周知等の取組についても適切に実施していただきたい。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

A 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、生活介護事業所が、令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。

また、居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

II 減算

4. 虐待防止措置未実施減算

R6年度改正

1. 単位数

所定単位数の1/100に相当する単位数

2. 算定要件

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

Q 虐待防止措置未実施減算について、新規に指定を受ける事業所については、当該減算を受けないためには、指定後いつまでに虐待防止措置を講ずることが求められるか。

A 担当者の配置については、指定と同時に行う必要がある。

一方、虐待防止委員会の開催及び従業員への研修の実施については、指定後速やかに実施することが求められる。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

Ⅲ 加算

Q 加算が複数創設されているが、全て併給が可能か。また、記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いのか。

A 以下の場合については、加算の併給はできない。

① 退院・退所加算と初回加算の併給

② 医療・保育・教育機関等連携加算と初回加算又は退院・退所加算（当該退院等施設のみとの連携の場合）の併給

記録については、別添資料2の標準様式を参考として作成し、5年間保存しなければならない。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

Q 平成30年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。また、当該加算を単独で請求した場合、当該加算に対して特定事業所加算などの体制加算を算定することは可能か。

A 「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」及び「サービス提供時モニタリング加算」については、当該利用者について基本報酬を算定しない月においても、当該加算のみでの請求が可能である。

ただし、特定事業所加算などの体制加算は基本報酬にのみ加算されるため、「入院時情報連携加算」、「居宅介護支援事業所等連携加算」、及び「サービス提供時モニタリング加算」に対して算定することはできない。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

Q 加算が複数創設されているが、既存の加算と支援の内容が重複する場合、どのように算定したらよいのか。

A 以下に記載する例のとおり、同一の支援業務においては複数の加算を算定することはできないため、いずれかの加算を選択し請求を行う必要がある。

① 居宅介護支援事業所等連携加算における「情報提供」及び「会議参加」と入院時情報連携加算

② 居宅介護支援事業所連携加算における「会議参加」と退院・退所加算

③ 集中支援加算における「会議参加」と入院時情報連携加算（Ⅰ）及び退院・退所加算

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2）

Q 令和3年度の報酬改定で創設された加算の中で、基本報酬を算定していない月でも請求可能な加算はあるか。

A 以下の加算については、基本報酬を算定しない月にのみ算定可能である。

① 集中支援加算

② 居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算における「訪問」及び「会議参加」

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

Q 記録の作成が必要な加算についてはどのように記録したら良いか。また、加算の算定要件となる業務の挙証書類については、基準省令で定める記録（相談支援台帳等）等に記載、保管することで足りることとされたが、具体的にどのような記載事項を想定しているのか。

A 各加算（体制を評価するものを除く）の算定を挙証するためには、該当する支援について、以下の表に掲げる事項を含む記録の作成が必要である。

これらは、基準省令第30条第2項に定める記録に必要な事項の記載がある場合、別途重ねて記録を作成する必要はない。ただし、実地指導等において市町村等から求めがあった場合には直ちに提示できるよう整理し保管すること。

なお、個々の利用者ごとに相談支援を提供した都度作成する支援経過等の記録や会議録が基準省令第30条第2項に定める記録に含まれるものとして一体的に管理・保存されている場合、当該記録や会議録を含めて当該基準省令に定める記録として取り扱うことができる。

例えば、関係機関が主催する利用者の支援の方向性を検討する会議に参加し、その会議録を当該基準省令に定める記録の一部として一体的に管理・保存した場合、集中支援加算（会議参加）を算定する場合であっても、別途加算を挙証するための記録を作成することは不要である。ただし、他機関が作成した会議録等を受領し、そのまま自事業所の記録へ転用することは適切でなく、加えて少なくとも自事業所の記録様式に自らの所見（考察）等を記録することが必要である。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

加算名	記録に記載する事項
【利用者及び家族への面接に係る加算】 初回加算（重ねて算定する場合） 集中支援加算（訪問） 居宅介護事業所等連携加算（訪問） 保育・教育等移行支援加算（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・面接を行った年月日、場所及び開始時刻・終了時刻 ・面接の内容
入院時情報連携加算（I）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名、対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報共有や情報提供等の概要
退院・退所加算 医療・保育・教育連携加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・機関名 ・対応者氏名 ・開催年月日、場所及び開始時刻、終了時刻 ・情報交換等の内容、情報交換の結果からサービス等利用計画に反映されるべき事項
【会議の開催、参加に係る加算】 集中支援加算（会議開催、会議参加） 居宅介護事業所等連携加算（会議参加） サービス担当者会議実施加算 地域体制強化共同支援加算 保育・教育等移行支援加算（会議参加）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・開催年月日、場所、開始時刻・終了時刻及び出席者（氏名、所属・職種） ・検討内容の概要※（例：支援の経過、支援上の課題、課題への対応策） <p>※検討事項等に係る詳細については留意事項通知のとおり。</p>
サービス提供時モニタリング加算	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者氏名 ・担当相談支援専門員氏名 ・訪問した機関名、場所及び対応者氏名 ・訪問年月日、開始時刻、終了時刻 ・確認した障害福祉サービスにおけるサービスの提供状況 ・サービス提供時の利用者の状況 ・その他必要な事項

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

1. 地域生活支援拠点機能強化加算

1. 単位数

500単位/月

2. 算定要件等

- 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援の全てのサービス（以下「拠点機能強化サービス」と総称する。）を一体的に運営している。又は、拠点機能強化サービスに係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営している。
- 市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられ、運営規程において定めていること。
- 相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という。）が常勤で1以上配置されている事業所。（拠点コーディネーターが当該事業所以外の拠点関係機関に配置されている場合を含む。以下「拠点機能強化事業所」という。）

3. 留意事項

- ア 当該加算については、地域生活支援拠点等に配置された拠点コーディネーター1人当たり、1月につき100回を上限として算定する。この上限については、拠点機能強化事業所の単位における全ての拠点機能強化サービスの算定回数の合計であることから、相互に連携して運営する拠点機能強化事業所については、事前に毎月の算定回数を目安を共有しておくこと。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

1. 地域生活支援拠点等機能強化加算

3. 留意事項

- イ 拠点機能強化事業所は、1月に1回以上の頻度で、拠点コーディネーター及び拠点機能強化事業所の従業員が参加し、当該加算の算定状況の共有に加え、地域生活支援拠点等における機能の整備状況、支援において明らかになった地域課題の抽出及び共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。また、その協議内容については、市町村の職員出席や書面の提出等の方法により、市町村と共有すること。
- ウ 当該加算の算定に係る事務処理等の詳細については、この通知に定めるもののほか、「地域生活支援拠点等の機能強化について（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」を参照すること。

Q 拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で共同して配置する場合、拠点コーディネーターを配置していない事業所、拠点コーディネーターを派遣していない事業所も加算の対象となるのか。

A 市町村から地域生活支援拠点等の拠点機能強化事業所と位置付けられた事業所にあっては、貴見のとおり。なお、地域生活支援拠点の位置付けについては、「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」（令和6年3月29日障障発0329第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）でお示しする手順を経ることを基本とする。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

2. 利用者負担上限額管理加算

1. 単位数

150単位/月

2. 算定要件等

- 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行う。

3. 留意事項

通所報酬告示第1の4の利用者負担上限額管理加算の注中、「通所利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、通所利用者負担合計額の管理を行う指定障害児通所支援事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が当該通所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人）の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

3. 初回加算

1. 単位数

300単位/月

2. 算定要件等

注1 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

注2 初回加算を算定する指定障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接した場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限る。)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

3. 初回加算

3. 留意事項

初回加算については、具体的には次のような場合に算定される。

(1) 新規に障害児支援利用計画を作成する場合

なお、指定障害児相談支援を利用せずに障害児通所支援を利用している障害児相談支援対象保護者について障害児支援利用計画を作成する場合についても含まれる。

(2) 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合

(3) 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3月を超える場合であって、3月が経過する日以後に月2回以上、障害児等に面接した場合

なお、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。

上記(3)の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位(所定単位数に当該面接を行った月の数(3を限度とする。))を乗じて得た単位数を加算するものである。

ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

3. 初回加算

Q 計画相談支援及び障害児相談支援に係る初回加算は、事業所の変更や転居等に伴い、違う事業所が新規でサービス等利用計画を作成する場合も対象になるのか。

A 計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対して、新規にサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合や、前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービス等の利用がない場合に対象となるものであるため、利用する相談支援事業所が変更となるだけでは対象にならない。

なお、セルフプランにより支給決定を受けている計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）に対して、初めてサービス等利用計画（障害児支援利用計画）を作成する場合も初回加算の対象となる。

（R 3. 4. 8 相談支援関係 Q & A 問69 一部修正）

Q 障害児相談支援を利用していた障害児が、初めて計画相談支援を利用する場合について、計画相談支援の初回加算は算定可能か。また、計画相談支援を利用していた障害児が、初めて障害児相談支援を利用する場合も、障害児相談支援の初回加算は算定可能か。

A 算定できる。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

4. 主任相談支援専門員配置加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）	300単位/月
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）	100単位/月

2. 算定要件等

- 常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出る。
- 指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施する。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

4. 主任相談支援専門員配置加算

3. 算定要件等

	算定要件	I	II
①	基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定（障害児）相談支援事業所である。	○	×
②	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。	○	○
③	当該指定特定（障害児）相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。	○	○
④	当該指定特定（障害児）相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。	○	○
⑤	基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。	○	×

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

4. 主任相談支援専門員配置加算

3. 算定要件等

	算定要件	I	II
⑥	基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。（市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核機関が実施する取組について協力している。）	×	○
⑦	他の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対して上記②～④に該当する業務を実施している。（主任相談支援専門員配置加算（II）においては任意。ただし、その場合であっても、自事業所に他の職員が配置されていない等、②～④を自事業所内で実施することが困難な場合は必須。）	○	×

※主任相談支援専門員加算（II）について、自事業所での実施が困難と判断される場合は、⑦が「○」の場合に限り、②～④は「○」でなくてもよい。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

4. 主任相談支援専門員配置加算

4. 留意事項

当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ、算定する。

① 主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)

(一) 事業所の要件

基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所に限る。

(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に加え、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対しても、その資質の向上のための指導及び助言を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていないなければならない。

ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催

イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

4. 主任相談支援専門員配置加算

4. 留意事項

(二) 主任相談支援専門員が行うべき事項

- ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
- エ 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施していること。

②主任相談支援専門員配置加算(II)

当該指定障害児相談支援事業所の従業者又は当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。

なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは、①の(二)のアからウまでに規定する要件に加えて、次に掲げる要件も満たす体制が整備されていなければならない。

基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行等による専門的な助言、研修会の企画・運営（相談支援従事者研修の実習の受入を含む。）等）への主任相談支援専門員の協力（ただし、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合は、地域の相談支援の中核を担う機関が実施する取組への協力とする。）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

5. 入院時情報連携加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
入院時情報連携加算（Ⅰ）	300単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	150単位

2. 算定要件等

障害児通所支援を利用する障害児が病院等に入院するに当たり、別にこども家庭庁長官が定める基準に従い当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供する。

3. 留意事項

(1) 障害児相談支援報酬告示の5の入院時情報連携加算の注中「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児等の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況等をいう。

なお、医療機関との連携に当たっては、当該事項を記載した入院時情報提供書を作成し、当該障害児等の同意の上、医療機関に提供することを基本とする。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

5. 入院時情報連携加算

3. 留意事項

(2) 算定に当たっての留意事項

当該加算は、次に掲げる区分に応じ、障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度として算定する。

①入院時情報連携加算(Ⅰ)

医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

②入院時情報連携加算(Ⅱ)

①以外方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。

(3) 手続

情報提供を行った日時、場所(医療機関へ出向いた場合)、内容、提供手段(面談、FAX等)等について記録(基準省令第30条第2項に規定する記録をいう。以下同じ。)を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

※入院時情報提供書等については「医療機関と相談支援事業所の連携に関する一層の取組促進について」、「入院時支援連携加算に関する様式例の提示等について(令和6年3月28日)」を参照してください。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

5. 入院時情報連携加算

Q 重度訪問介護の利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際に、計画相談支援事業所と重度訪問介護事業所が共同で入院時情報提供書を作成した場合、計画相談支援事業所は入院時情報連携加算を算定することは可能か。

A 計画相談支援事業所が重度訪問介護事業所と共同で入院時情報提供書を作成し、医療機関に訪問して当該病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（Ⅰ）を算定できる。

なお、訪問以外の方法で必要な情報を提供した場合は、入院時情報連携加算（Ⅱ）を算定するものとする。
（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.4）

Q 入院時情報連携加算の算定にあたっては、入院時情報提供書を作成し、医療機関に提供することを基本とするとされているが、入院時情報提供書の様式にある情報は全て記載することが必要か。

A 連携先の医療機関に必要な情報（心身の状況や生活環境など）を提供することが目的であることから、入院時情報提供書の記載については、必要な情報が記載されているサービス等利用計画やアセスメントシート等の添付によって、一部を省略して差し支えないものとする。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.4）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

6. 退院・退所加算

R6年度改正

1. 単位数

300単位/月

2. 算定要件等

- 児童福祉施設若しくは障害者支援施設に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事施設等に収容されていた障害児又は宿泊施設等に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行う。
- 当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する。
※ 初回加算との同時算定不可。

3. 留意事項

- (1) 障害児及びその家族に関する必要な情報とは、解釈通知第四の7の(1)の入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中の障害児に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいう。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

6. 退院・退所加算

3. 留意事項

(2) 算定に当たっての留意事項

退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて当該入院、入所の開始から退院、退所までの間において3回分を限度に加算を算定できるものであること。

(3) 手続

退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市町村長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

R6年度改正

1. 単位数、算定要件等

指定障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの((1)から(3)までに掲げる場合のそれぞれについて2回を限度とする。)を合算した単位数を加算する。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内において、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、1月につきそれぞれ(1)から(3)までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算する。

算定要件	単位数
(1) 障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設(以下この注において「保育所等」という。)に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等(以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。)による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合	150単位

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

1. 単位数、算定要件等

算定要件	単位数
(2) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅の訪問による面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	300単位
(3) 障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	300単位

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

2. 留意事項

① 関係機関への情報提供

障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の算定要件(1)の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。

障害児相談支援報酬告示7の保育・教育等移行支援加算の算定要件(1)の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該障害児に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、障害児の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。

② 障害児等への訪問による面接

算定要件(2)の「面接」については、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要するものである。この場合においても、障害児等に対して面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問して面接することを希望する場合は、居宅を訪問して面接するよう努めること。

③ 関係機関が開催する会議への参加

会議への参加については、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

2. 留意事項

④ 加算の算定方法

当該加算は、下記のアからウまでに該当する場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1月につき算定要件(1)から(3)までのそれぞれに定める単位数（それぞれ2回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して6月以内においては、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1月に居宅を2回以上訪問し、障害児等に面接をし、かつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。

ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は1回とする。

ア 関係機関への情報提供

関係機関に対して障害児に関する必要な情報を提供し、関係機関における障害児の支援内容の検討に協力する場合

イ 障害児等への訪問による面接

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月2回以上、障害児等に面接する場合

ウ 関係機関が開催する会議への参加

障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、関係機関による支援を受けるに当たり、関係者が開催する会議に参加する場合

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

2. 留意事項

また、当該加算は、障害児が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。

ただし、指定障害児支援利用援助費、指定継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算又は退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない（算定要件（1）については、指定障害児支援利用援助費又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している月でも算定可能である）。

Q 「居宅介護支援事業所等連携加算」、「保育・教育等移行支援加算」の算定に当たって「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」（計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報）とは具体的に何か。

A 「居宅介護支援事業所等連携加算」等の対象として「情報提供」を行う場合の「心身の状況等」とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容（※）等の情報提供を指す。

（※）当該利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況
（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

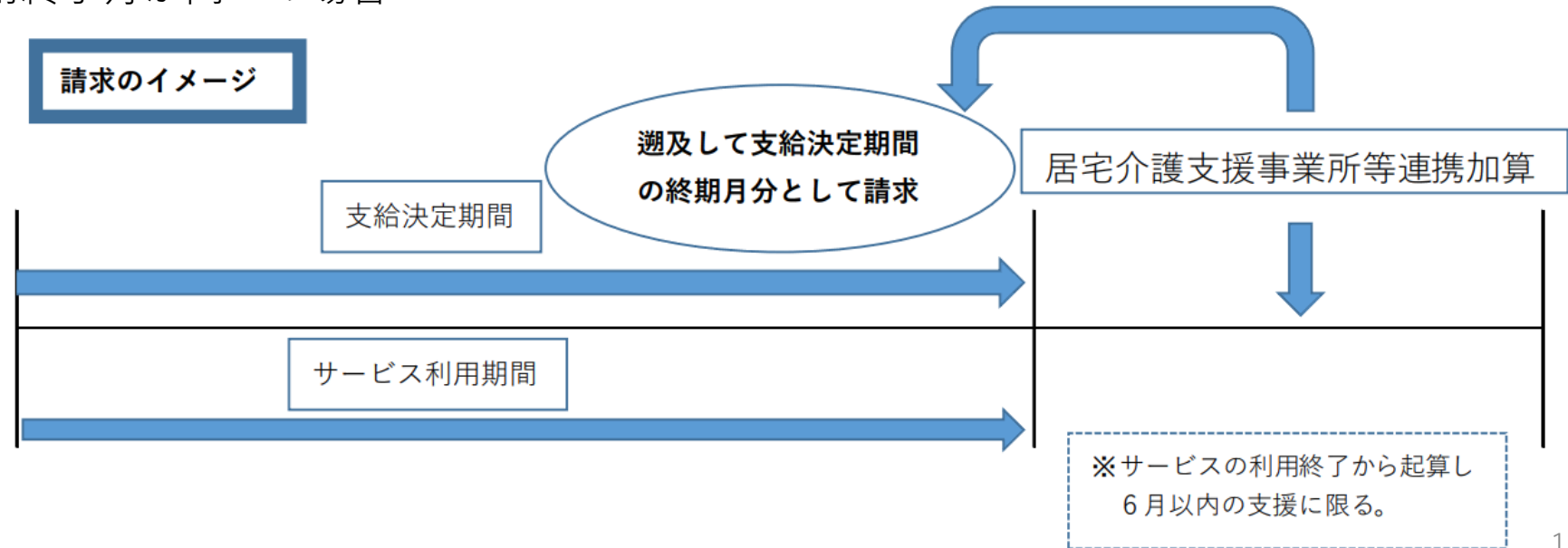
Q 「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

A 厚生労働省令（第34条の54）において支給期間は、サービス利用支援を実施する月から支給決定障害者等に係る支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付決定の有効期間のうち最も長いものの終期の月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とされている。
このため、以下に示す方法により算定すること。

（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2）

（i）支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合

サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間の終期月分として改めて請求すること。



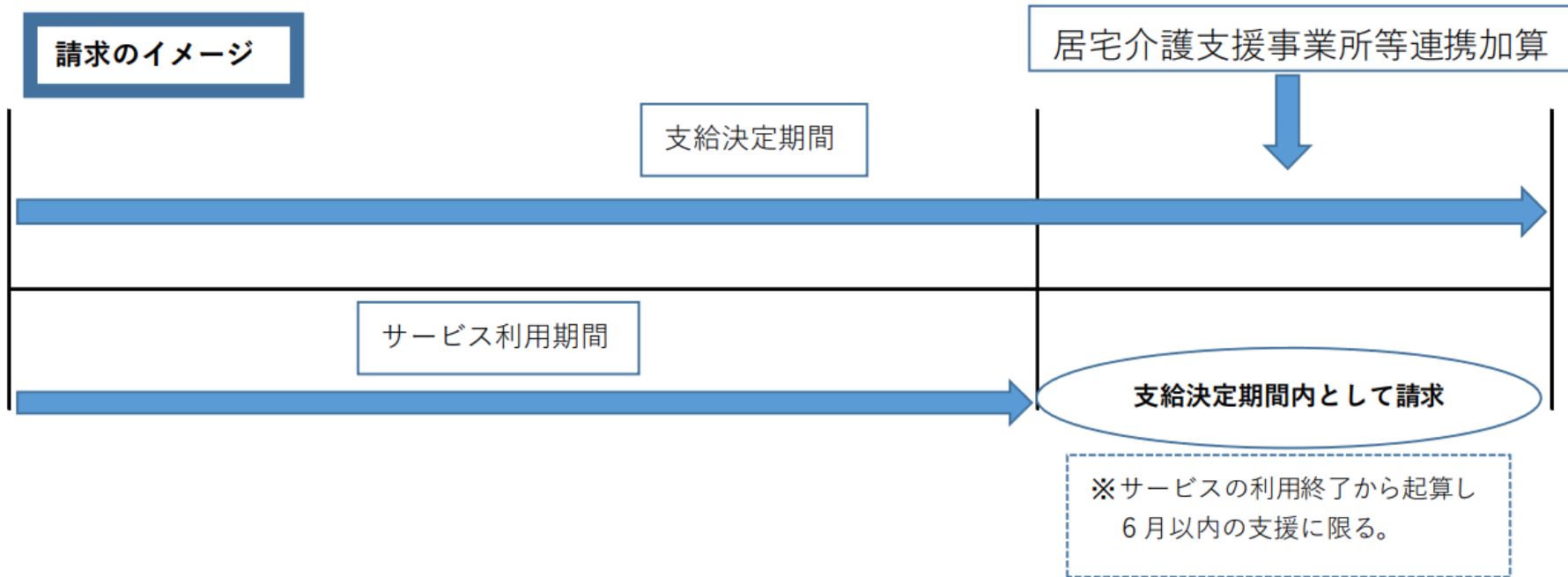
第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

Q 「居宅介護支援事業所等連携加算」における障害福祉サービスの利用終了後6月の算定について、サービスの利用終了後に対象の支援を実施した場合はどのように算定するのか。

- (ii) 支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した）場合、支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。



※「保育・教育等移行支援加算」についても算定方法及び審査方法の取扱いは同様である。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

7. 保育・教育等移行支援加算

Q 退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った際に算定することを考慮し、退所後に障害児通所支援の利用が終了する児童に対して、一定期間のサービス有効期間を用いる必要があるか。

A 支給決定期間とサービスの利用終了月が同一の場合、サービス利用終了から起算して6月の範囲内で支援が終了した後に支給決定期間と終期月分として改めて請求すること。

支給決定の有効期間内にサービスを受ける必要がなくなった（サービスの利用を終了した）場合、支給決定の有効期間内の支援として通常のとおり請求すること。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

8. 医療・保育・教育機関等連携加算

R6年度改正

1. 単位数、算定要件等

(1) 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合(障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とし、3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)

(一)指定障害児支援利用援助を行った場合	200単位	(二)指定継続障害児支援利用援助を行った場合	300単位
----------------------	-------	------------------------	-------

(2) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。1のイ又はロを算定する場合に限る。)	300単位
--	-------

(3) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合(1のイ又はロを算定する場合に限る。)	150単位
---	-------

(3)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

- (1) 病院等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第57条第3項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)
- (2) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

8. 医療・保育・教育機関等連携加算

2. 留意事項

① 連携の対象機関

指定障害児相談支援の実施に当たっては、障害児相談支援基準上、障害児通所支援等事業者と連携することが求められているところ、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関との連携も望ましいとしている。当該加算は、医療・保育・教育機関をはじめとする各福祉サービス等提供機関との連携をさらに促進することを目的とするものであることから、連携の対象機関については、障害児通所支援等事業者以外の福祉サービス等提供機関と規定しているものである。具体的には、病院等、訪問看護事業所、児童相談所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象となる。

② 福祉サービス等提供機関の職員との面談等

福祉サービス等提供機関の職員との会議については、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものである。また、様々な専門的見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には障害児通所支援等の担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するように努めることとしていることから、サービス担当者会議において福祉サービス等提供機関の職員から必要な情報の提供を受ける場合も、医療・保育・教育機関等連携加算の算定が可能である。なおこの場合において、サービス担当者会議実施加算の算定はできない。

なお、当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものであること。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

8. 医療・保育・教育機関等連携加算

2. 留意事項

③ 利用者への通院同行

当該加算は、単に障害児の病院等への通院に同行することを評価するものではなく、通院に同行した上で、病院等の職員等に対して、当該障害児の基本情報、障害児の状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、サービスの利用状況及び障害児支援利用計画の内容等の必要な情報を提供し、連携の強化を図ることを趣旨とするものである。そのため、例えば、障害児の状態に変化があった場合又は障害児の治療や療養上病院等と在宅生活の支援に係る関係機関等が連携する必要がある場合並びに利用するサービス及び障害児支援利用計画に変更があった場合等に算定することを想定している。

なお、情報提供に当たっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

④ 福祉サービス等提供機関への情報提供

次の区分ごとにそれぞれ1月に1回を限度に算定するものとしている。

(一) 病院等、訪問看護事業所

(二) (一)以外の福祉サービス等提供機関

なお、(一)に掲げる機関への情報提供にあたっては、入院時情報提供書等を参考にした上で行うこと。

また、病院等への情報提供と同じ月において、同病院等に対して通院同行により情報提供している場合、重複して算定することはできないが、異なる病院等に対して情報提供を行う場合はそれぞれで算定することが可能である。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

8. 医療・保育・教育機関等連携加算

2. 留意事項

⑤ 加算の算定方法

当該加算は、下記のアからウまでに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。

例えば、福祉サービス等提供機関の職員と面談し、かつ、利用者への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。

ア 福祉サービス等提供機関の職員との面接等

福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業所の除く。）の職員との面談又は会議により、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合

イ 利用者への通院同行

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

ウ 福祉サービス等提供機関への情報提供

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

Q 「医療・保育・教育機関等連携加算」の連携先はどこまで含まれるのか。

A 留意事項通知で示しているとおり、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成する際に、利用者が利用している病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校と連携することが想定されるが、その他にも利用者が利用しているインフォーマルサービスの提供事業所等が想定される。

なお、これらの障害福祉サービス等以外の機関における支援内容や担当者等についても、サービス等利用計画等に位置付けることが望ましい。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

Q 医療・保育・教育機関等連携加算について、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議については、どのような機関であっても対象と認められるか。

A 原則として、サービス等利用計画に位置付けられている福祉サービス等の提供機関に限ることとするが、サービス等利用計画に新たに福祉サービス等を位置付ける予定である場合、急遽利用者等に状況の変化が生じた場合であって、福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議を行う必要が生じた場合は、対象として差し支えない。

なお、「福祉サービス等提供機関」とは障害福祉サービス等を含むものであるが、本加算の算定に当たっては障害福祉サービス等事業所以外との連携に限るものであるので留意されたい。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

8. 医療・保育・教育機関等連携加算

Q 医療・保育・教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関の職員との面談・会議）について、サービス担当者会議を開催し、障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員が出席した上で必要な情報の提供を受けた場合に算定可能か。

A サービス担当者会議に際して障害福祉サービス等事業所以外の福祉サービス等提供機関の職員から情報提供を受ける場合も本加算の算定は可能である。

ただし、情報提供を受ける方法は当該職員が会議への出席（オンラインを含む）により行われた場合に限られる。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

R6年度改正

1. 単位数、算定要件等

指定障害児相談支援事業者が、次の(1)から(5)までに該当する場合に、1月にそれぞれ(1)から(5)までに掲げる単位数を加算する。ただし、(1)から(3)までについては、障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度とする。

算定要件	単位数
(1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用して、当該障害児及びその家族に面接する場合(月に1回以上居宅等の訪問により面接を行う場合に限り、障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	300単位
(2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行うとともに、担当者(同号に規定する担当者をいう。10の注において同じ。)に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	300単位

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

1. 単位数、算定要件等

算定要件	単位数
(3) 福祉サービス等提供機関の求めに応じ、当該福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合(障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。)	300単位
(4) 障害児相談支援対象保護者に係る障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況、生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合(1月に3回を限度とし、同一の病院等については1月に1回を限度とする。障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	300単位
(5) 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、当該福祉サービス等提供機関に対して障害児相談支援対象保護者に係る障害児に関する必要な情報を提供した場合(障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。)	150単位

(5)については、次の(1)又は(2)に掲げる福祉サービス等提供機関ごとに、それぞれ障害児相談支援対象保護者1人につき1月に1回を限度とする。

(1) 病院等及び訪問看護ステーション等

(2) 福祉サービス等提供機関(病院等及び訪問看護ステーション等を除く。)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

2. 留意事項

① 連携の対象機関

当該加算は、定期的なモニタリングの場面以外で支援の必要が生じた場合において、緊急的、臨時的に対応したことを評価するものであるため、連携の対象機関については、障害児支援利用計画に位置付けられている又は位置付けられることが見込まれる福祉サービス等提供機関であり、具体的には、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院等、企業、地方自治体等をいう。

② 障害児等への訪問による面接

障害児相談支援報酬告示9の集中支援加算の注中（1）の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、障害児等、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。「面接」については、解釈通知第四の9の(2)の②の規定を準用する。

③ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催に当たっては、障害児等も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

2. 留意事項

④ 関係機関が開催する会議への参加

福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。

また、入院時情報連携加算（1）又は退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。

⑤ 利用者への通院同行

解釈通知第四の10の(2)の③（医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて）の規定を準用する。

⑥ 福祉サービス等提供機関への情報提供

解釈通知第四の10の(2)の④（医療・保育・教育機関等連携加算の取扱いについて）の規定を準用する。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

2. 留意事項

⑦ 加算の算定方法

当該加算は、下記のアからオまでに該当する場合、1月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。例えば、1月に2回以上障害児等に面接し、かつ、障害児への通院同行する場合は、それぞれ所定単位数を算定できる。

なお、②から⑥のいずれの場合も、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助費を算定している場合は、当該加算は算定できない。

ア 利用者等への訪問による面接

利用者等又は市町村等の求めに応じ、月2回以上、利用者等に面接する場合

イ サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の変更等について検討を行う場合

ウ 関係機関が開催する会議への参加

福祉サービス等提供機関が開催する会議に参加し、関係機関相互の連絡調整を行った場合

エ 利用者への通院同行

利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して利用者に係る必要な情報を提供した場合

オ 福祉サービス等提供機関への情報提供

福祉サービス等提供機関からの求めに応じて利用者に関する必要な情報を提供した場合

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

9. 集中支援加算

Q 「集中支援加算」と「サービス担当者会議実施加算」におけるサービス担当者会議の要件はそれぞれどのように異なるのか。

A 「集中支援加算」の算定に係るサービス担当者会議については、臨時的な会議開催の必要性が生じた状況のもと、利用者に利用するサービスに対する意向等を確認し、かつ、支援の方向性や支援の内容を検討することを円滑に行う必要があることから、利用者や家族の会議への参加を算定の要件としている。

一方、「サービス担当者会議実施加算」は、モニタリングに際してサービス担当者会議を開催した場合に算定が可能である。モニタリングでは利用者との居宅等での面接を含め、別途利用者と接し、利用者の状況や解決すべき課題の変化を把握する機会があること等から利用者の会議出席を必須とはしていないものの、本人及びその家族の意向を丁寧に反映させる観点から、可能な限り参加を求めることが望ましい。

(令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.2)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

10. サービス担当者会議実施加算

1. 単位数

100単位/月

2. 算定要件等

- 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員又は相談支援員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)について説明を行う。
- 担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の供与について検討を行う。
 - ※ ただし、医療・保育・教育機関等連携加算を算定する場合であって、福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児相談支援対象保護者に係る障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けているときは算定しない。

3. 留意事項

サービス担当者会議の開催に係る取扱いについては、障害児相談支援基準第15条第2項第10号に規定するとおりとする。

サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障害児支援利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できないものであること。

また、障害児相談支援報酬告示8の医療・保育・教育機関等連携加算の注中(1)を算定する場合も、同加算においてサービス担当者会議の開催等に係る業務を評価していることから、当該加算は算定できない。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

10. サービス担当者会議実施加算

Q 「サービス担当者会議実施加算」は、サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者を招集する必要があるのか。また、全員集まらないと算定できないのか。

A サービス利用支援時に開催したサービス担当者会議と同様の担当者が全員参加することが望ましいが、検討を行うにあたり必要な者が参加していれば、担当者全員の参加は要しない。

ただし、会議開催を調整したが全員参加せず、メール等による担当者への報告のみの実施である場合は、当該加算を算定することはできない。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q モニタリング時にサービス担当者会議を開催した結果、サービス等利用計画等を変更することになった場合、支給決定後に指定基準に基づき、再度サービス担当者会議を開催しなければならないのか。

A モニタリング時に開催したサービス担当者会議の結果、サービス等利用計画等を変更することとなった場合は、その際に検討した変更案から変更がない又は軽微な変更のみであれば、その旨を関係者に報告する等によって、サービス担当者会議の開催について簡素化することは差し支えない。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

11. サービス提供時モニタリング加算

1. 単位数

100単位/月

2. 算定要件等

- 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問する。(障害児通所支援の提供現場が特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合にあっては、当該障害児通所支援の提供現場を訪問し、又はテレビ電話装置等を活用する。)
- 障害児通所支援の提供状況等を確認し、記録する。
 - ※ ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。この場合において、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。

3. 留意事項

支援提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録するものとする。

- ① 障害児通所支援の事業所等における支援の提供状況
- ② 支援提供時の利用者の状況
- ③ その他必要な事項

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

11. サービス提供時モニタリング加算

3. 留意事項

1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件（相談支援員の場合は19件）を限度とし、当該障害児が利用する障害児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所における支援提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できないものであること。

障害児通所支援の提供場所等が特別地域に所在する場合であって、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある場合は、訪問に代えてテレビ電話装置等を活用して支援提供場面を確認することも可能である。

なお、一定の距離については、障害児通所支援の提供場所等への訪問に片道概ね1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

Q 「サービス提供時モニタリング加算」は、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認した場合も算定可能か。

A 算定可能である。ただし、指定基準に基づいた定期的なモニタリングを行う日と同一日に、居宅で利用する障害福祉サービス等の提供現場を確認し、当該加算を算定する場合は、モニタリング結果と当該加算に関する記録をそれぞれ作成する必要があるので留意すること。

（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

11. サービス提供時モニタリング加算

Q 複数の障害福祉サービス等を利用する利用者について、「サービス提供時モニタリング加算」を算定する場合は、利用する全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認しないと算定できないのか。

A 複数の障害福祉サービス等を利用している者については、全ての障害福祉サービス等の提供現場を確認することが望ましいが、1箇所でも確認していれば算定は可能である。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 「サービス提供時モニタリング加算」は相談支援専門員1人当たり39件まで請求できるが、取扱件数と同様に前6月平均なのか。

A 取扱件数については、月によってモニタリング件数が集中する可能性があることに配慮して前6月平均としたところであるが、「サービス提供時モニタリング加算」は実施月を調整することが可能であるため、前6月平均ではなく当該月の実施件数を39件までとする。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
行動障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位
行動障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位

2. 算定要件等

- 行動障害のある障害児に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。
- 研修を修了した相談支援専門員について公表する。

3. 留意事項

① 共通事項

当該加算は行動障害のある障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、強度行動障害を有する障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

3. 留意事項

②行動障害支援体制加算（I）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児基準の合計点数が20点以上である者（以下「強度行動障害を有する児」という。）としている。そのため、障害児が強度行動障害を有するかについて、一定期間毎に確認すること。なお当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、強度行動障害を有する児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、強度行動障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、強度行動障害を有する児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

3. 留意事項

(二) 対象者への支援

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、強度行動障害を有する者（障害支援区分3以上に該当しており、かつ、行動関連項目の合計点数が10点以上である者）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 行動障害支援体制加算（II）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

Q 「行動障害支援体制加算」は、対象となる研修を受講した相談支援専門員以外の者が行った計画相談支援にも加算されるのか。

A 加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援で算定が可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 「行動障害支援体制加算」の対象となる者を配置していても、当該月に強度行動障害の利用者がいない場合は算定できないのか。

A 対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合でも算定は可能である。なお、要医療児者支援体制加算及び精神障害者支援体制加算も同様である。

(平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

Q 行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算（Ⅰ）、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定にあたって、複数の加算の要件である研修修了者が同一人物の場合であって、当該者により複数の加算の算定要件に該当する利用者1名を支援することをもって、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）を複数算定することができるか。

A 研修修了者と対象者となる利用者がそれぞれ1名のみである場合、複数の加算を算定することはできず、行動障害者支援体制加算（Ⅰ）、精神障害支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）のいずれか一つの加算を選択して算定することとなる。

なお、上記で算定しなかった加算については、（Ⅱ）の区分で算定することができるため、申し添える。
（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

Q 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）の算定対象は、各加算で対象者と規定する利用者のみか。

また、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行った利用者のみ（Ⅰ）の区分で算定可能か。

A 各種支援体制加算（Ⅰ）の要件を満たす場合、全ての利用者の基本報酬について加算されるものである。
また、要件を満たすためには、研修修了者が各種支援体制加算で対象者と規定する利用者に対して支援を行う必要がある。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

12. 行動障害支援体制加算

Q 行動障害者支援体制加算・要医療児者支援体制加算・精神障害者支援体制加算・高次脳機能障害支援体制加算（I）については、研修修了者が現に計画（障害児）相談支援を行っていることが要件とされているが、計画（障害児）相談支援を行っていることとは、具体的にどのような支援が行われていることを要するか。

A 原則として、研修修了者がサービス利用支援又はモニタリングを行っていることを要する。

なお、研修修了者が他の相談支援専門員と共同で利用者を担当している等により、サービス利用支援又はモニタリングの業務の一部を担当している場合であっても、その他の相談支援専門員に対する指導・助言等の体制が確保されている場合については、研修修了者が計画（障害児）相談支援を行っていることと扱って差し支えない。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

13. 要医療児者支援体制加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
要医療児支援体制加算（Ⅰ）	60単位
要医療児支援体制加算（Ⅱ）	30単位

2. 算定要件等

- 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的ケア児等」という。)に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修※を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。
- 研修を修了した相談支援専門員について公表する。

※「医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

III 加算

13. 要医療児者支援体制加算

3. 留意事項

① 共通事項

当該加算は医療的ケア児等に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、医療的ケア児等のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての利用者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

② 要医療児者支援体制加算（I）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、(一)に規定する障害児に対して(二)に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

(一) 対象となる障害者

当該区分は、支援対象者の要件を医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「対象医療的ケア児」という。）としている。そのため、障害児が対象医療的ケア児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたって、受給者証の記載（加算対象等）により確認が可能な場合は、これによって確認することも考えられる。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

13. 要医療児者支援体制加算

3. 留意事項

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、対象医療的ケア児に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、対象医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、対象医療的ケア児に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、医療的ケアスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 要医療児者支援体制加算（II）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

14. 精神障害者支援体制加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
精神障害者支援体制加算（Ⅰ）	60単位
精神障害者支援体制加算（Ⅱ）	30単位

2. 算定要件等

- 精神科病院等に入院する障害児及び地域において生活等をする精神障害のある障害児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修※を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。
- 精神に障害を有する児童への支援を現に実施しており、かつ、障害児が通院する病院等若しくは障害児が利用する訪問看護事業所における保健師、看護師若しくは精神保健福祉士等と必要な連携をとっている。
- 研修を修了した相談支援専門員について公表する。

※「精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1 地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める精神障害関係従事者養成研修事業若しくは精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙2 地域生活支援促進事業実施要綱別記2-18に定める精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障害者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいう。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

14. 精神障害者支援体制加算

3. 留意事項

① 共通事項

当該加算は精神に障害を有する児童に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、精神に障害を有する児童のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての利用者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

② 精神障害者支援体制加算（I）

(一) 対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を児童福祉法第4条第2項に規定する精神に障害のある児童（以下「精神に障害のある児童」という。）としている。そのため、障害児が精神に障害のある児童に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。なお、当該確認にあたっては、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証、診断書、医療機関からの診療情報提供書等によって確認することが考えられる。

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、精神に障害のある児童に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、精神に障害のある児童の保護者に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、精神に障害のある児童に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

14. 精神障害者支援体制加算

3. 留意事項

(二) 対象者への支援

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、障害者総合支援法第4条第1項に規定する精神障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

(三) 病院等における保健師、看護師又は精神保健福祉士との連携体制

当該区分は、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることを要件としている。

保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていることとは、少なくとも1年に1回以上、研修を修了した相談支援専門員と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神に障害のある児童に対する支援に関して検討を行っていることとする。

また、精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護事業所とは療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所をいうものであり、障害児が通院又は利用するとは、障害児が前1年以内に通院又は利用していることとする。

③ 精神障害者支援体制加算（II）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

14. 精神障害者支援体制加算

Q 精神障害者支援体制加算（I）において、対象者としている「精神障害者」の範囲についてはどのようなになっているか。

A 同加算において、対象者は法第4条第1項に規定する精神障害者としている。

なお、発達障害を有する者はこれに含まれ、精神障害を伴わない知的障害を有する者はこれに含まれない。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

Q 精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算（I）の対象者について、どのように確認するのか。

A 原則として医師の診断を文書で確認することとし、診断書、診療情報提供書等によるものとする（精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院医療）の受給者証も可）が、医師の診断が明確に確認できる看護サマリー、リハビリテーション計画等の文書により確認することとしてもよい。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

15. 高次脳機能障害支援体制加算

R6年度改正

1. 単位数

区分	単位数
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ）	60単位
高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ）	30単位

2. 算定要件等

- 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であって満18歳に満たないもの（以下「高次脳機能障害児」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害支援者養成に関する研修※を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置する。
- 研修を修了した相談支援専門員について公表する。

※地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-12に定める「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」として行われる高次脳機能障害支援者養成に関する研修（基礎研修及び実践研修）又はこれに準ずるものとして、同研修におけるカリキュラムで示された研修内容と同等以上のものとして都道府県知事が認める研修をいう。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

15. 高次機能障害支援体制加算

3. 留意事項

① 共通事項

当該加算は高次機能障害児に対して適切な障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するものであることから、高次機能障害児のみならず、当該指定障害児相談支援事業所における全ての障害児の保護者に対して指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を実施する場合に加算することができるものである。

② 高次脳機能障害支援体制加算（I）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合であって、かつ、（一）に規定する障害児に対して（二）に規定する支援を行っている場合に算定するものである。

（一）対象となる障害児

当該区分は、支援対象者の要件を高次脳機能障害児としている。そのため、障害児が高次脳機能障害児に該当するかについて、一定期間毎に確認すること。また、当該確認に当たっては、以下のいずれかの書類において高次脳機能障害の診断の記載があることを確認する方法によること。

- ア 障害児通所支援等の支給決定における医師の意見書
- イ 精神障害者保健福祉手帳の申請における医師の診断書
- ウ その他医師の診断書等（原則として主治医が記載したものであること。）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

15. 高次脳機能障害支援体制加算

3. 留意事項

(二) 対象者への支援

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員により、高次脳機能障害児の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていることを要件としているが、「現に指定障害児相談支援を行っている」とは、前6月に、高次脳機能障害児に対して指定障害児相談支援を行っていることとする。そのため、高次脳機能障害児の保護者に対する指定障害児相談支援の実施状況について管理しておくこと。

なお、研修を修了した相談支援専門員が同一敷地内に所在する指定障害児相談支援事業所の職務を兼務する場合であって、高次脳機能障害者に対して指定特定相談支援を行っている場合も当該区分に該当するものである。

③ 高次脳機能障害支援体制加算（II）

当該区分は、研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合に算定するものである。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

15. 高次脳機能障害支援体制加算

Q 「これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修」とは、どのような研修が該当するのか。

A 「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）の別添実施要綱で定める標準的なカリキュラムと同等の内容であると認められる研修が該当する。

例えば、高次脳機能障害情報・支援センター（国立障害者リハビリテーションセンター）が実施した「令和5年度高次脳機能障害支援・指導者養成研修会（実践研修）」（3日間研修）や高次脳機能障害の支援拠点機関等が同センターから研修パッケージを借り受けて実施した高次脳機能障害支援養成研修（基礎研修及び実践研修）については、これに該当するものである。

なお、研修の時間数の下限等については一律に定めるものではないが、講演や研修等の一部として高次脳機能障害の概略に触れただけのものや、標準的なカリキュラムの限定された一部分のみの講義を実施しただけのもの等については認められない。

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

15. 高次脳機能障害支援体制加算

Q 「研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。」とあるが、その他の書類等により確認できる場合とは具体的にどのような場合か。

A 紛失した等の理由により申請者の修了証を確認できない場合でも、例えば研修を実施した都道府県において、修了者のリストを作成しており確認できる場合等、都道府県において当該申請者が確実に研修を修了していると認められる書類等がある場合には、研修を修了したものと認めても差し支えない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

Q 他都道府県で実施された高次脳機能障害支援養成（実践研修）の修了証をもって、研修を修了したものと認めてよいか。

A 貴見のとおり。「高次脳機能障害支援養成研修の実施について」（令和6年2月19日付け障障発0219第1号・障精発0219第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長及び精神・障害保健課長通知）の別添実施要綱に基づき実施された研修は全国で統一されたカリキュラムであるので差し支えない。

なお、修了証において高次脳機能障害支援養成研修に準ずる研修として記載されているものについても、研修カリキュラム等を確認して、高次脳機能障害支援養成研修と同等の内容であると都道府県が認める場合には、研修を修了したものと認めても差し支えない。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

16. ピアサポート体制加算

1. 単位数

100単位/月

2. 算定要件等

- 都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する。
 - ア 障害者又は障害者であったと市町村長が認める者（以下「障害者等」という。）であって、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者
 - イ 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援に従事する者
- 当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行われていること。
- 上記の者を配置していることを公表していること。

なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定自立生活援助事業所、指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所又は指定計画相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

16. ピアサポート体制加算

3. 留意事項

(二) 研修の要件

「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1—17に定める障害者ピアサポート研修事業として行われる基礎研修及び専門研修をいう。

(三) 障害者等の確認方法

当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、次の書類又は確認方法により確認するものとする。

ア 身体障害者

身体障害者手帳

イ 知的障害者

(ア) 療育手帳

(イ) 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

16. ピアサポート体制加算

3. 留意事項

ウ 精神障害者

次のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)

- ① 精神障害者保健福祉手帳
- ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)
- ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類
- ④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)
- ⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 I C D-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること)等

エ 難病等対象者

医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等

オ その他市町村が認める書類又は確認方法

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

16. ピアサポート体制加算

Q ピアサポート体制加算について、当事者の障害種別と事業所が対象とする主たる障害種別が一致していない場合も算定することが可能か。

A 算定することが可能である。（令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

Q 加算の算定に当たっては、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等又は事業所の職員が、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修を年1回以上行うこととされているが、1つの事業所における従業者が障害者ピアサポート研修修了者である障害者等と事業所の従業者の2名のみである場合や、障害者ピアサポート研修修了者である障害者等が管理者及び相談支援専門員の業務を兼務し、他の従業者がない場合においては、加算を算定できないのか。

A 以下の形式による研修を実施した場合には算定可能である。

- ・指定基準の規定により配置すべき従業者以外の従業者（事務職員等）への研修
- ・従業者が2名のみである場合は、それぞれの従業者を互いに対象とした研修
- ・従業者が1名のみである場合は、振り返りのための自習

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1）

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

17. 地域生活支援拠点等相談強化加算

R6年度改正

1. 単位数

700単位/回

2. 算定要件等

- 障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供をする。
- 当該指定短期入所の利用に関する調整(現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。)を行う。

3. 留意事項

当該加算は、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児の保護者からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合に障害児相談支援対象保護者1人につき1月に4回を限度として加算するものである。

また、当該加算は、他の指定障害児相談支援事業所において指定障害児相談支援を行っている障害児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できない。ただし、当該障害児が指定短期入所を含む障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用していない場合においては、当該指定障害児相談支援事業所により障害児支援利用計画の作成を行った場合は、当該計画作成に係る障害児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものであること。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

17. 地域生活支援拠点等相談強化加算

Q 地域生活支援拠点等相談強化加算について、1月に4回を限度して加算するものとされているが、算定回数
の考え方はどのようなものか。

A 当該加算については、緊急の事態への対処を評価するものであるため、同一の緊急事態において複数の指
定短期入所事業者と連絡・調整を行った場合については、当該加算を1回のみ算定するものである。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

18. 地域体制強化共同支援加算

R6年度改正

1. 単位数

2,000単位/回

2. 算定要件等

- 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行う。
- 協議会(障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。)に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告する。

3. 留意事項

当該加算は、支援が困難な障害児に対して、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行った場合に加算するものである。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

18. 地域体制強化共同支援加算

3. 留意事項

当該加算の対象となる事業所については、以下のいずれかとする。なお、第四の1の(2)の③の(一)のイの(イ)のbの(b) (※1)の規定を準用する。

- ① 運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。
- ② 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。なお、令和8年度末までの間市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、第四の1の(2)の③の(六)のイの(ア) (※2)の規定を準用する。

(※1)

地域生活支援拠点等の拠点関係機関との連絡体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

なお、拠点関係機関との連携体制を確保することについては、支援が必要な者への対応について協議する体制及び緊急時に連絡を取れる体制を確保していることとする。

また、協議会に定期的に参画していることについては、協議会の構成員として定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等を行っていることとする。

(※2)

令和8年度末までの間、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合、(一)のイの(イ)のbの(b)に規定する要件については、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、地域生活支援拠点等の役割の一部である緊急事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものである。

なお、当該協力を当たっては、市町村及び基幹相談支援センターと日頃から利用者の緊急事態に備えた対応や入所施設・病院等からの地域移行に関する事項について連携を図ること。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

18. 地域体制強化共同支援加算

3. 留意事項

また、当該加算で協議会へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たり、広く地域の関係者間で検討する必要性がある課題があるものであるため、事例の選定に当たってはその点に留意すること

なお、当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う指定障害児相談支援事業所のみが算定できるものであるが、当該指定障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものである。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該指定障害児相談支援事業所が負担することが望ましいものであること。

なお、協議会等への報告の内容等詳細については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」（令和6年3月29日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室）を参照すること

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

18. 地域体制強化共同支援加算

Q 地域体制強化共同支援加算について、協議会に報告する事例については、どのような考えにより選定すべきか。

また、同一の世帯に複数の利用者がいる場合、加算の算定回数についてはどのようなになるか。

A 当該加算で協議会等へ報告する事例として想定しているものとしては、利用者の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであるため、事例の選定にあたってはその点に留意すること。なお、例えば、同一の世帯に複数の利用者がいる場合であって、それぞれ抱える課題が同一の地域課題によるものと考えられる場合については、当該加算を1回のみ算定するものとする。

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

19. 遠隔地訪問加算

R6年度改正

1. 単位数

300単位

2. 算定要件等

- 障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅、病院等、法第7条第1項に規定する児童福祉施設、刑事施設等、宿泊施設等又は福祉サービス等提供機関(特別地域に所在し、かつ、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離があるものに限る。)を訪問して、3の初回加算(注2に該当する場合に限る。)、5の入院時情報連携加算(入院時情報連携加算(1)を算定する場合に限る。)、6の退院・退所加算、7の保育・教育等移行支援加算((2)に該当する場合に限る。)、8の医療・保育・教育機関等連携加算((1)及び(2)に該当する場合に限る。)又は9の集中支援加算((1)及び(4)に該当する場合に限る。)を算定する場合に、これらの加算の算定回数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。ただし、3の初回加算については、3の注2に規定する面接をした月の数に所定単位数を乗じて得た単位数を加算する。

3. 留意事項

- ① 対象となる加算（以下に掲げる加算と合わせて算定する。）
- (一) 初回加算 留意事項通知第四の5の(3)の要件を満たす場合に限る。
 - (二) 入院時情報連携加算 留意事項通知第四の7の(2)の①の要件を満たす場合に限る。
 - (三) 退院・退所加算
 - (四) 保育・教育等移行支援加算 留意事項通知第四の9の(1)の②の要件を満たす場合に限る。
 - (五) 医療・保育・教育機関等連携加算 留意事項通知第四の10の(1)の①又は②の要件を満たす場合に限る。
 - (六) 集中支援加算 留意事項通知第四の11の(1)の①又は④の要件を満たす場合に限る。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

19. 遠隔地訪問加算

3. 留意事項

② 対象区域

当該加算の算定対象となる訪問先については、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関であるが、一定の距離については、障害児等の居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。また、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること。

③ 加算の算定方法

当該加算の算定に当たっては、300単位に①の(一)から(六)までの算定回数の合計を乗じて得た単位数を算定するものとする。

ただし、初回加算については、留意事項通知第四の5の(3)に規定する場合に該当する月数(3を限度とする。)を算定回数とする。例えば、当該月数が2の場合、当該加算は300単位に2を乗じて600単位を算定するものとする。

第6 報酬に関する留意事項

III 加算

19. 遠隔地訪問加算

Q 遠隔地訪問加算の具体的な算定方法について示されたい。

A 遠隔地訪問加算については、居宅等への訪問を要する加算に上乘せして評価することを趣旨とするものであるため、対象となる加算と同じ月の請求分として算定すること。

なお、障害福祉サービス等の支給決定期間後に居宅介護事業所等連携加算を算定する場合、同加算の取扱いと同様、当該加算についても、障害福祉サービス等の支給決定期間の終期月の請求分として算定することとする。この場合、令和6年4月より前に障害福祉サービス等の支給決定期間が終了しており、令和6年4月以降に訪問した場合、国保システム上、令和6年4月より前の請求分として算定することができないため、市町村に対する直接請求により対応されたい。

(例)

令和6年2月 支給決定期間終了月

3月 居宅訪問

4月 支援なし

5月 居宅訪問

6月 居宅訪問

→3・5・6月の3回、居宅介護事業所等連携加算の算定が可能であるが、遠隔地訪問加算は令和6年4月に創設されたものであることから、5・6月の2回算定可能。(令和6年4月以降の請求分として、市町村に対して直接請求すること)

(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL.1)